

令和6年4月11日

保護者様

北京日本人学校
校長 細野輝彦

学習用端末(iPad)使用の同意確認について(お願い)

保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

すでにお子様へ貸与しております学習用端末(iPad)について使用同意確認書を改訂いたしました。内容をご確認の上、**4月19日(金)**までにフォームにて回答いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 学校がお子様に貸与する学習用端末等について

令和4年度末までに入学（初登校日が2023年3月31日以前）の場合、以下5点を貸与。

- (1) iPad 本体
- (2) 保護ケース
- (3) 充電器
- (4) タッチペン
- (5) iPad 用バッグ

令和5年度以降入学（初登校日が2023年4月1日以降）の場合、以下1点を貸与。

- (1) iPad 本体(※ 7月以降に編入の場合は第10世代を貸与します。)

学校が貸与するもの	個人で用意していただくもの
	
<p>・ iPad 本体(第10世代)</p> <p>タテ: 248.6 mm ヨコ: 179.5 mm 厚さ: 7 mm</p>	<p>・ 保護ケース ・ 充電器 ・ タッチペン ・ 持ち運び用バッグ</p>

※ ご家庭でご用意いただく周辺機器は、画像のものと全く同じ製品である必要はありません。

2. 貸与期間

児童生徒が北京日本人学校に在籍する期間

※ 児童生徒が北京日本人学校を退学または卒業する際に、すべての貸与品を返却してください。

3. 貸与・使用にあたっての条件

iPadや周辺機器を借り受けた児童生徒および保護者は、以下の「iPad使用のきまり」を順守し正しく使用・管理してください。

【児童生徒のiPad使用のきまり】

1 学校でのきまり

(1)教職員の許可のもと、学習に関する内容で使用する。

- ・肖像権や著作権について理解し順守する。
- ・発信する情報や時間帯に注意する。
- ・休み時間も同様の扱いとする。

※端末内のデータや機器は定期的に教職員が確認します。

(2)自分で管理する。

- ・端末を持ち運ぶときには iPad 用バッグに入れること。
- ・登下校の際には使わないこと。
- ・学校にいる間は iPad 用バッグの中に入れて管理すること。
- ・パスコード、パスワードは、他の人には教えないこと。

(3)学年の実態に応じて運用する

- ・iPad の充電は自宅で行うこと。
- ・iPad のシールや番号ははがさないこと(貸与端末のため)
- ・不具合や故障が生じた場合は教職員にすぐに伝えること。

2 家庭でのきまり

(1)スクリーンタイムを守り、規則正しい生活を送ること。

小学1, 2年生 19:00～5:00

小学3, 4年生 20:00～5:00

小学5, 6年生 21:00～5:00

中学生 22:00～5:00

(2)保護者管理のもとで、正しく利用すること。

4. iPad の使用のきまりが守られなかった場合の対応について

学校全体で対応を決め、学級担任からご家庭へ連絡をします。この場合は、以下の2段階の使用制限を設けます。

■第1段階 児童生徒がiPadを管理するが持ち帰りにはできない。

(授業中の必要な場面のみiPadの使用は許可される)

■第2段階 担任がiPadを管理し、持ち帰りもできない。

(授業中の必要な場面のみiPadの使用は許可される)

※iPadを用いた宿題については個別に対応する。

■解除する場合 学校全体で判断し、家庭の協力も得て、段階的に解除する。

5. iPad 本体及び周辺機器の破損、紛失時の対応について

いずれの場合も学校に必ず連絡をしてください。

(1) iPad 本体に破損や故障が見られた時は、家庭と学校の両方で機器の状態を確認し、購入または部品交換等の対応をします。経年劣化による破損、故障等ではない使用者の非が認められる場合等については実費弁償をしていただきます。

(実費弁償となる場合の例) ※例に限らず、費用が発生する場合があります。

- 大きさに関係なく画面にキズがある
- 外装に目立つキズ、小さなキズが3か所以上ある
- 液晶内部に「ピンク液晶」「黄ばみ」「焼き付き」「ドット欠け」などの症状がある
- 液晶パネルが浮いている
- 水没反応がある



- (2) 紛失時、または住居侵入等の第三者による盗難や破壊等、使用者の責に帰さない事象については、学校への連絡とあわせて、公安への被害届の提出等の対応をお願いします。
- (3) 学校での学習活動時で教職員の管理下のことであったとしても、iPad 本体を破損や故障させた場合は使用者が責任を負うものとします。また、使用者でない者が学校 iPad 本体を破損や故障させた場合も弁償等は使用者が行うこととします。
- (4) 令和4年度末(2023年3月31日)までに入学の場合、現在貸与している周辺機器が破損しても実費弁償をする必要はありません。代用品は、各ご家庭でご準備ください。

以上

【問い合わせ先】

北京日本人学校 教頭 植戸 毅